

議案第1号

愛西市行政不服審査会条例の制定について

愛西市行政不服審査会条例を別紙のように定めるものとする。

平成28年2月23日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、行政不服審査法の施行に伴い、愛西市行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、愛西市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた見識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員の守秘義務)

第4条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会においては、会長を議長とする。

3 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決すること

ができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(審査会の招集に関する経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に開催される審査会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年愛西市条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表中 「

情報公開審査会

」 を

「

情報公開審査会
行政不服審査会

」 に改める。